

平成30年度包括外部監査指図書事項 措置状況一覧

連番	指図書年度	監査結果報告日	局名	指図書先	種類等	ページ	区分	指図書内容	指図書の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
6	平成30年度	平成31年2月21日	総務局(公営企業局)	契約課	契約事務・支出事務について	98	結果	工事請負契約の下請業者からの契約書の提出を徹底させる必要がある。	契約の公正性を確保するため、工事請負契約の下請業者からも暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出させる必要があるが、誓約書が提出されていない工事請負契約があった。 公正な契約事務の執行のためには、工事請負業者のみならず、その下請業者からも漏れなく誓約書の提出を徹底させた上で、暴力団等との関係がないことを確認する必要がある。誓約書の提出漏れを防ぐためには、チェックリストを活用するなど、有効な手法を検討されたい。		今後、下請業者からも誓約書の提出漏れの防止が図られるよう、工事担当課の協力の元、受注者が作成する施工体系図を入手し、確認などの方法により、下請業者を把握する運用に令和2年度から改める。	未改善
8	平成30年度	平成31年2月21日	公営企業局	経理課	契約事務・支出事務について	101	結果	随意契約について合理性が認められないものがある。 【地方公営企業アドバイザー業務】	随意契約(一者特命随契)は、合理的な理由がある場合のみに認められるものである。合理的な理由がない場合は、競争入札や複数事業者による見積り合わせ等の競争性が図れる契約方法を採用することが必要であるが、随意契約が締結されている案件がある。 地方公営企業アドバイザー業務に係る随意契約の理由を確認すると、受託者が水道局(現公営企業局)の会計規程、会計システムおよび事務処理方法を熟知しているためとのことであった。 受注者が市の業務に「熟知している」ことを理由としているが、これはあくまでも主観によるものであり、公認会計士や税理士等で公営企業会計を熟知している専門家は多数存在すると考えられるため、広く応募者を募る必要がある。 現状では、随意契約を締結することの合理性はなく、契約の透明性・公平性・競争性を図れない可能性がある。 随意契約締結の合理性がないものは、競争入札もしくは見積り合わせにより契約先を選定し、契約を締結する必要がある。	○	契約の透明性・公平性・競争性を図るため、地方公営企業アドバイザー業務に係る委託契約は、競争入札又は見積り合わせによる契約方法に改めることとした。	改善済
9	平成30年度	平成31年2月21日	公営企業局	経理課	契約事務・支出事務について	102	結果	随意契約について合理性が認められないものがある。 【柴島取水場用地(都市計画道路予定地)の鑑定評価に伴う鑑定手数料】	随意契約(一者特命随契)は、合理的な理由がある場合のみに認められるものである。合理的な理由がない場合は、競争入札や複数事業者による見積り合わせ等の競争性が図れる契約方法を採用することが必要であるが、随意契約が締結されている案件がある。 柴島取水場用地(都市計画道路予定地)の鑑定評価に係る随意契約の理由を確認すると、鑑定手数料が用地対策連絡協議会が定めた鑑定報酬基準表にて定められていること、また、受託者が全国規模で鑑定業務を行っていることおよび市との継続的な契約があるため信頼性が高いとして、随意契約を締結していることとあった。 「信頼性が高い」として、発注先を選定しているが、それは主観によるものであること、また、不動産鑑定士の報酬(手数料)は、自由競争のもと決定されるものであり、入札もしくは複数事業者から見積書を入手して受注者を選択すれば契約金額が現状よりは低くなる可能性がある。 現状では、随意契約を締結することの合理性はなく、契約の透明性・公平性・競争性を図れない可能性がある。 随意契約締結の合理性がないものは、競争入札もしくは見積り合わせにより契約先を選定し、契約を締結する必要がある。	○	契約の透明性・公平性・競争性を図るため、不動産鑑定評価は、競争入札又は見積り合わせによる契約方法に改めることとした。	改善済
10	平成30年度	平成31年2月21日	公営企業局	お客さまサービス課	契約事務・支出事務について	103	結果	随意契約について合理性が認められないものがある。 【口座振替データ伝送代行業務】	随意契約(一者特命随契)は、合理的な理由がある場合のみに認められるものである。合理的な理由がない場合は、競争入札や複数事業者による見積り合わせ等の競争性が図れる契約方法を採用することが必要であるが、随意契約が締結されている案件がある。 口座振替データ伝送代行業務に係る随意契約の理由を確認すると、「水道局(現公営企業局)の出納取扱金融機関のグループ会社であることから情報管理の信頼性が期待できる」、「市の固定資産税や介護保険等の伝送サービスを実施しているため、本業務に精通しており、信頼できる」、「市の市税等の伝送代行業務に係るシステムとの共通性が高く本業務のシステム開発および保守等についても、経済性が見込まれる」として随意契約を締結している。 また、所管課に確認したところ、当該業務に必要な情報システムを整備した事業者以外の方が入札に参加するとなると、新たに情報システムの構築が必要になり、多額のコストがかかることから落れできないと考え、随意契約としたことである。 しかしながら、取納データ伝送代行を業とする事業者は複数存在するはずであり、現状では、新規事業者の当業務への参加が制限されることとなっている。現に、市で利用する情報システムはすべて同じ事業者から調達したのではないことからすれば、随意契約の理由書に記載された理由に合理性はないと考える。 また、他の事業者が情報システムを整備できるか否かについて、市が関与するものではなく、透明性および競争性の確保のために、潜在的な事業者にも、受注機会を提供する必要がある。 随意契約締結の合理性がないものは、競争入札もしくは見積り合わせにより契約先を選定し、契約を締結する必要がある。仮に、業務面での信頼性や経済性が期待できるのであれば、定量的な根拠を示すことにより随意契約を締結する必要がある。		本件業務委託は、口座振替に係る一連の収納業務のうち、一部の業務のみ(請求データを各金融機関へ送受信する事務のみ)を委託しているものであり、本市の出納取扱金融機関とその関連会社が共同開発したシステムを用いて行っている。このため、口座振替代行業務を取り扱う事業者は他にも複数存在するが、これらは請求データの伝送から実際の引き落とし、指定口座への振り込みまでの一連の業務を一体的なサービスとして提供しているものであり、当該業務のみを部分的に委託することについては対応していないことから、仮に別システムを使用すると、異なるシステム間の連携を図るために、新たに本市システムにも改修が必要となること、異なるシステム間の連携を図るために、新たに本システムにも改修が必要となること、想定され、費用面においても現行契約を継続する方が有利であるため、現行どおりとする。	非改善決定

平成30年度包括外部監査指図書事項 措置状況一覧

連番	指摘年度	監査結果報告日	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
11	平成30年度	平成31年2月21日	公営企業局	お客さまサービス課	契約事務・支出事務について	104	結果	随意契約について合理性が認められないものがある。 【電話受付センター運営業務委託】	随意契約（一者特命随契）は、合理的な理由がある場合にのみ認められるものである。合理的な理由がない場合は、競争入札や複数事業者による見積もり合わせ等の競争性が図れる契約方法を採用することが必要であるが、随意契約が締結されている案件がある。 電話受付センター運営業務委託に係る随意契約の理由書を確認すると、受託者が「COPC-2000（コンタクトサービス規格の認証）の認証を過去に取得しており、同水準の業務が可能」、「尼崎市と同じ市外局番を使用するので、利用者の負担にならない」、「平成15年3月から当該業務を受託しており信頼性が高い」および「本庁のコールセンター業務や家庭ごみ案内業務を受託しているため、引継ぎなどの一連の届け出が必要な場合に連携できる」として随意契約を締結している。 しかしながら、市のみならず、市外局番が同一の大阪市の事業者がコンタクトサービスに関する認証を取得している可能性もあることからすれば、選定理由に合理性があるとは言えない。また、継続して同業務を受託しているから信頼できるとすることも、新規の事業者の参入を阻害することになるため、合理的な理由とはならない。さらに、水道局にこれまでどの程度家庭ごみ案内等があったかの定量的な情報も示さずに本庁と連携できると主張することにも合理性はない。 随意契約締結の合理性がないものは、競争入札もしくは見積もり合わせにより契約先を選定し、契約を締結する必要がある。仮に、業務面での信頼性や経済性が期待できるのであれば、定量的な根拠を示すことにより随意契約を締結する必要がある。	○	令和元年度に契約方法の見直しを行った結果、本件業務は、上下水道事業の総合的な受付窓口業務であることから、価格面だけでなく、委託先業者の運営方法や提案等を考慮し、総合的に判断するのが最適であると判断したことから、これまでの随意契約（一者特命随契）を改め、令和2年7月に締結する契約をプロポーザル方式により実施する。	改善済
12	平成30年度	平成31年2月21日	公営企業局	経理課 水道部計画課	契約事務・支出事務について	105	結果	入手する見積書には工数や単価等の内訳の記載を求めなければならない。	水道施設情報管理システム運用管理業務及び企業会計システム構築等業務における契約金額の妥当性を検証するため、入手する見積書は、工数や単価等の見積内訳が明示されたものである必要があると、内訳がわからない見積書の提示を受けるにとどまっているケースがある。 契約の透明性およびコスト削減の観点から、業務別の工数による見積書（見積内訳）の提示を求めなければならない。また、委託業務の履行確認においては、業務別の工数に関する実績報告を入手の上で当該見積内訳と照合する等により、継続的に契約金額の見直しの必要性を検査することが必要である。	○	水道施設情報管理システム運用管理業務については、令和元年度の契約分から業務内容がわかるような見積書の明細を徴取し、内容を把握するよう改めた。 また、企業会計システム構築等業務は、毎年度実施する業務ではないため、次回の契約の際に、工数や単価等の見積内訳が明示された見積書を徴取することとする。	改善済
21	平成30年度	平成31年2月21日	公営企業局	経理課 下水道部経営企画課	財産管理・物品管理および資金運用の状況について	117	結果	資産・備品のうち、本来の用途に使用できなくなったものや使用しなくなったものについては、廃止の決定を行い速やかに除却処理すべきところ、固定資産台帳および備品台帳に利用されていない資産・備品や現物がなく、資産・備品が計上されたままになっている。 資産（物品）のうち本来の用途に使用できなくなったものや使用しなくなったものがある場合には、所管課において勝手に処分せずに速やかに廃止の決定を行うといった手続を徹底する必要がある。 また、会計規程に従い最低1回は実地照合を実施するとともに、その際には単に現物を確認するだけでなく、その利用状況についても確認する必要がある。	○	令和元年5月末日の時点において、使用できない、又は使用しなくなった資産や備品についての固定資産台帳や備品台帳の整理を行った。今後については、所管課での実地照合に加え、経理担当職員による抜き取りでの実地照合も実施するよう改めた。	改善済	
22	平成30年度	平成31年2月21日	公営企業局	経理課 下水道部経営企画課	財産管理・物品管理および資金運用の状況について	120	結果	固定資産及び消耗備品について毎事業年度実地照合を行い、その結果について課内決裁を得た文書で回答を行う必要がある。	固定資産および消耗備品について、毎事業年度、少なくとも1回以上現物と管理台帳とを照合（実地照合）しなければならないところ、水道部では、照合はしているものの、その結果について口頭での報告となっている課があった。また、下水道部では照合が行われていなかった。 水道部では、実地照合等の実効性を高めるために、実施結果について各課担当者が電子メール又は口頭で回答を行うのではなく、課内決裁を得た文書で回答を行う必要がある。また、施設によっては現物に資産番号・名称等の識別コードが付されていない箇所があったため、できる限り各資産について識別コードを付与する必要がある。さらに、内部統制の観点からは経理課などの管理部門が実地照合に立ち合い、実施状況について確認するとともに必要に応じて抜き取り検査を行うことが望ましい。 下水道部では、前述の現物管理の不備を防止するためにも会計規程に従い水道部と同様の方法により実地照合等を行う必要がある。	○	平成30年度から、固定資産及び消耗備品について、現物と管理台帳との実地照合の結果を文書にて行うよう統一し、所管課での実地照合に加え、経理担当職員による抜き取りでの実地照合も実施するよう改めた。	改善済
24	平成30年度	平成31年2月21日	公営企業局	下水道部経営企画課	財産管理・物品管理および資金運用の状況について	122	結果	建物附属設備について、本来用いるべき耐用年数と異なる耐用年数で固定資産台帳に登録されているものが散見された。この結果、各年度における減価償却費および期末帳簿価額が不正確になっていた。 耐用年数の登録が正確なものとなるためには、取得時に適正な業務執行が行われる必要がある。このため、取得時において上長などによるレビューと承認を徹底するなど内部牽制機能が有効に機能し、適切な耐用年数で固定資産台帳に登録されるような業務プロセスの構築および運用を徹底すべきである。	○	取得時において上長によるレビューと承認を徹底することを目的として、「固定資産分類基準」に基づいた耐用年数を登録するよう周知を行った。 また、平成30年度に更新を行った設備台帳システムには、国土交通省が定める耐用年数と地方公営企業法に定める耐用年数の両方を入力できる仕様としてチェック時の補完機能を備えることとしている。このため、今後は、設備台帳システム入力情報がそのまま資産の取得報告書となるよう出力時点での事務処理ミスが発生しない形での運用を行っている。	改善済	

平成30年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

連番	指摘年度	監査結果報告日	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
25	平成30年度	平成31年2月21日	公営企業局	経理課	財産管理・物品管理および資金運用の状況について	123	結果	固定資産台帳には固定資産の種類に応じた耐用年数が登録される必要がある。	本来、固定資産の種類に応じて耐用年数を決定すべきところ、構築物の耐用年数を使用しているにもかかわらず機械および装置で計上されているものや、器具および備品の耐用年数を使用しているにもかかわらず構築物で計上されているものがあつた。 耐用年数の登録が正確なものとなるためには、取得時に適正な業務執行が行われる必要がある。このため、取得時において上長などによるレビューと承認を徹底するなど内部牽制機能が有効に機能し、固定資産の種類に応じた適切な耐用年数で固定資産台帳に登録されるような業務プロセスの構築および運用を徹底すべきである。	○	固定資産の取得に係る適正な業務執行を行うことができるよう、「固定資産管理の手引き」を作成し、令和元年10月11日付け尼水経第4420号「固定資産管理の手引きについて(送付)」により各課へ送付して周知を行った。	改善済
26	平成30年度	平成31年2月21日	公営企業局	下水道部経営企画課	財産管理・物品管理および資金運用の状況について	125	結果	会計規程に従い物品を適切に管理する必要がある。	本来、固定資産台帳で管理すべき耐用年数が1年以上かつ取得価格が100,000円以上の備品について、消耗備品として備品台帳で管理しているものがあつた。 物品の管理区分の手続が正確なものとなるためには、取得時に適正な業務執行が行われる必要がある。具体的には、取得時において上長によるレビューと承認を徹底するなど内部牽制機能が有効に機能し会計規程に従った区分管理が適切に行えるような業務プロセスの構築および運用を徹底すべきである。	○	取得時において上長によるレビューと承認を徹底することを目的として、毎年度、年度当初の時期をとらえて各所管課に対する通知文を発出して注意喚起を行うとともに、固定資産取得の際の取得課ではない予算管理部門の予算確認の機会をとらえて、予算管理部門から取得課へ取得報告書の提出を促すなどの運用を実施していくよう改めた。	改善済
27	平成30年度	平成31年2月21日	公営企業局	経理課	財産管理・物品管理および資金運用の状況について	127	結果	賃貸不動産に係る減価償却費について賃貸収入と同じ営業外損益に計上する必要がある。	賃貸不動産に係る収入について営業外収入(雑収入)で計上しているため、賃貸不動産に係る減価償却費についても営業外費用で計上すべきところ、営業費(減価償却費)で計上されている。このため、現在の水道事業の決算書は賃貸事業について収益と費用が適切に対応しておらず、一部において経営実態を適切に表していないといえる。 水道部では、営業損益が本質的な営業活動による成果を適切に表すようにするために、賃貸不動産に係る減価償却費について賃貸収入と同じ活動区分である営業外損益の営業外費用に計上することが必要である。	○	令和2年度予算から賃貸不動産に係る減価償却費は営業外費用に計上することに改めた。	改善済
28	平成30年度	平成31年2月21日	公営企業局	経理課 下水道部経営企画課	財産管理・物品管理および資金運用の状況について	128	結果	建設仮勘定を固定資産に計上する時期について会計規程に明記する必要がある。	会計規程において建設仮勘定を固定資産に計上(振替)する時期について明記すべきところ、明記されていない。 会計処理の継続性を担保するために、建設仮勘定を固定資産に計上する時期について会計規程に明記する必要がある。	○	平成31年3月29日に公表した尼崎市公営企業局会計規程の一部を改正する訓令により、尼崎市公営企業局会計規程第82条第2項の規定の改正を行い、建設仮勘定を固定資産に計上する時期を明記することとした。	改善済
32	平成30年度	平成31年2月21日	公営企業局	経理課 下水道部経営企画課	公営企業会計の適用の適切性について	137	結果	退職給付費用を収益的支出と資本的支出に区分する必要がある。	退職給付引当金計上に関する費用が、収益的支出(3条予算)と資本的支出(4条予算)に区分されておらず、すべて収益的支出として処理されている。 職員の給与の区分に応じ、収益的支出と資本的支出に区分する必要がある。 給与の区分に応じ、退職給付費用の計算も収益的支出と資本的支出に区別する必要がある。	○	退職給付費用のうち一般会計で負担すべきものについての計上の仕方の変更と合わせて、資本勘定支弁職員(資本的支出で人件費を支出する職員)の退職給付引当金を区分するか検討する。	未改善
33	平成30年度	平成31年2月21日	公営企業局	経理課 下水道部経営企画課	公営企業会計の適用の適切性について	137	結果	賞与引当金繰入額は、固定資産整備の進捗に応じて配分する必要がある。	賞与引当金繰入額が、今年度完成の固定資産に配分されず、翌年度の固定資産に配分されている。結果、4条予算の固定資産および減価償却費が適切に計上されていない状況となっている。 今年度の固定資産整備の進捗に応じて、賞与引当金繰入額を固定資産本勘定および建設仮勘定に配分する必要がある。	○	平成30年度決算から資本勘定支弁職員(資本的支出で人件費を支出する職員)に係る賞与引当金及び法定福利費引当金を固定資産本勘定及び建設仮勘定に配分するよう改めた。	改善済
34	平成30年度	平成31年2月21日	公営企業局	経理課 下水道部経営企画課	公営企業会計の適用の適切性について	139	結果	建設中の固定資産にも付随費用を配分する必要がある。	建設仮勘定に、付随費用が配分されておらず、固定資産が適切に計上されていない。結果として、減価償却費も適切に計上されていない。建設仮勘定に付随費用を配分する必要がある。 建設中の固定資産にも、直接費等を基準とし、付随費用を配分する必要がある。	○	平成30年度決算から建設仮勘定にも事務費を配分するよう改めた。	改善済
35	平成30年度	平成31年2月21日	公営企業局	経理課	公営企業会計の適用の適切性について	139	結果	付随費用の配分する固定資産を限定すべきではない。	固定資産の取得のために生じた付随費用(事務費およびその他の間接費)は、管工事や事業として実施する施設整備には配分されているが、その他の設備などの更新投資には配分されていない。 付随費用を管工事や事業として実施した施設整備のみに配分することに合理性はなく、固定資産残高が適切でない。 事務費やその他の間接費等の付随費用は、特定の固定資産に紐づけることが困難な支出であるため、特定の固定資産のみに配分することに合理性はなく、他の固定資産にも配分する必要がある。	○	平成30年度決算から施設費にも事務費を配分するよう改めた。	改善済

平成30年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

連番	指摘年度	監査結果報告日	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
36	平成30年度	平成31年2月21日	公営企業局	下水道部経営企画課	公営企業会計の適用の適切性について	140	結果	債権を適切に分類し、貸倒引当金を設定する必要がある。	債権は、その回収可能性により適時に分類し、その分類に応じた貸倒引当金を設定する必要があるが、債権の分類は適切に行われていなかった。 債権の分類時期を誤ると、貸倒引当金の算出も誤ることとなり、適正な期間損益計算ができないことになる。 債務者の実態や法的手続に沿って、債権を適切に分類し、貸倒引当金を設定する必要がある。	○	下水道使用料のうち独自に把握が可能な債権(独自徴収分)については個別管理を行うよう平成31年度予算及び平成30年度決算から事務を改めた。なお、独自に把握が可能な債権以外の債権(一般家庭等の汚水による)は、各徴収時期毎に20万件以上の世帯に対して賦課・徴収するため、総務省Q&Aに基づき個別管理を行った上で、実精率を用いて算出している。	改善済

平成28年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

連番	指摘年度	監査結果報告日	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
142	平成28年度	平成29年2月20日	こども青少年局	こども福祉課	尼崎学園	126	結果	再委託先からの暴力団排除のための合意書の未入手	<p>指定管理業務の遂行に当たり、業務の一部を再委託する場合、再委託先が暴力団等でないことを確認する必要がある。しかし、指定管理者は、再委託先が兵庫県又は尼崎市の登録業者名簿に掲載されている業者であれば、再委託先が暴力団であることの確認は不要であると判断し、再委託先への委託契約書を作成する時に、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手する等により、再委託先が暴力団等ではないことの直接的な確認を実施していなかった。</p> <p>指定管理者が再委託に係る契約書を作成する際には、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことを確認を行う必要がある旨を協定書に記載の上、確認を徹底する必要がある。</p>	○	平成29年度から尼崎市尼崎学園の指定管理にかかる仕様書において、新たに、「暴力団排除に関する事項」を設け暴力団を利用することのないよう必要な措置を講じた。 上記の事項に基づき、指定管理者が指定管理者業務の一部を再委託等する際は契約書を作成しており、再委託業者が暴力団でないことを確認として契約書と併せて暴力団排除に関する特約を付すとともに、契約書の写しについても、管理業務実施報告書提出時に添付させることとしている。 また、令和元年度の年度協定の要綱にも同様の暴力団排除に関する事項を追記し、仕組整備を行った。	改善済
145	平成28年度	平成29年2月20日	都市整備局	住宅政策課	富松住宅	44	結果	再委託先が暴力団でないことの確認の未実施	<p>指定管理者についても、指定管理者が委託を行う業務について、暴力団等と契約しないことが求められている。 一部の施設を除いて、現在、指定管理者は、指定管理業務の一部を再委託等する際に契約書を作成する場合には、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手している。しかし、契約書を作成せず、再委託等する場合は、本契約の契約書がなく、特約を付すことができないため、「暴力団排除に関する特約」への合意書を入手しておらず、また、暴力団等に該当しない旨等の誓約文を再委託先から徴取することもしていなかった。さらに、請負工事契約を締結する場合においても同様であった。</p> <p>尼崎市は、指定管理者が業務の再委託等を依頼する際に、尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱に規定のとおり、再委託先が暴力団等でないことを確認を行うことの出る仕組を整備し、早急に指定管理者にその仕組の運用を開始させる必要がある。</p>	○	<p>指定管理者業務の一部を第三者に行わせる場合、当該第三者においても暴力団等に該当しない旨の誓約文を指定管理者を通じ再委託先から徴取し、市にその写しを提出する旨を、年度協定書に記載し、令和元年度からの指定管理期間より、再委託先が暴力団等でないことを確認する仕組みの運用を開始した。</p> <p>なお、令和元年6月3日では、上水道設備保守管理業務(1件)、貯水槽清掃等業務、排水管清掃業務、消防用設備等点検業務(1件)の計2件分の誓約書を徴取しており、その他の保守管理業務や緊急修繕において第三者に委託する場合は、指定管理者に点検・修繕等を実施する前に誓約書を徴取のうえ、市にその写しを提出させるよう改めた。</p>	改善済
202	平成28年度	平成29年2月20日	健康福祉局	生活衛生課	弥生ヶ丘斎場	139	結果	適切な管理経費実績額の算定を前提とした精算の未実施	<p>平成27年度尼崎市立弥生ヶ丘斎場の管理に関する年度協定書第6条において「業務完了後、指定管理者は業務完了報告書を尼崎市に提出するとともに、速やかに管理経費の精算を行う。指定管理者は精算において、当該管理経費に余剰が生じた場合は、尼崎市に返還するものとする。なお、当該管理経費に不足が生じる場合は、別途協議を行うものとする。」と規定されている。</p> <p>しかし、「(2)指定管理事業実施のために要する「管理費」の適切な計上基準の明確化(意見)」に記載のとおり、指定管理事業に要する経費である管理経費は指定管理料と同額になるように報告されていることから、管理経費の精算は行われていない。</p> <p>「(1)合理的な共通経費の按分基準の明確化(意見)」及び「(2)指定管理事業実施のために要する「管理費」の適切な計上基準の明確化(意見)」に記載のとおり、適切な指定管理事業に要した管理経費の額を算定の上、精算を行う必要がある。</p>		今年度中に適切な管理費割合について指定管理者と協議・調整を行ったが、改善には至らなかったため、引き続き改善に向けて調整を行っていく。	未改善

平成27年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

連番	指摘年度	監査結果報告日	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
147	平成27年度	平成28年2月22日	総務局	国保年金課	国民健康保険料【延滞金・督促手数料】	52	結果	分割納付額計算への延滞金、督促手数料の反映漏れ	国民健康保険料納付誓約書を作成する場合には、同誓約書には、誓約対象保険料とともに、督促手数料や延滞金を記載する欄はある。しかし、督促手数料については特段の根拠なく、延滞金については、納付折衝時に尼崎市延滞金減免要綱に定める減免要件である困窮状態等であることを聞き取り、減免しているとのことで、納付誓約入力の際に、国民健康保険システム上のプログラム上、延滞金の計算がされない設定になっていることから、延滞金、督促料を分割納付額に含めない同誓約書が作成されることとなり、それを市は許可している。さらに、分割納付誓約額を国民健康保険システムへ入力する時点で、これまでに発生している督促手数料及びこれまでに実質的に発生している延滞金が同システムの債権額として含められていない状況である。 延滞金(尼崎市延滞金減免要綱に定める減免にかかる手続がされていることが明確である延滞金を除く)や督促手数料についても、国民健康保険システム上、債権として管理し、分割納付誓約書へ請求することが必要である。改善については、国民健康保険システムのシステム改修のタイミングにおいて、システム上、延滞金や督促手数料を計算できる仕組みを構築することが考えられる。	○	平成30年度から導入したパッケージシステムには、督促手数料及び延滞金の調定額を債権として管理する仕組みが備わっており、同年度から、それらの債権の収入状況等(調定額・収入済額・収入未済額)の把握・管理を行うとともに、分割納付誓約についても、当該誓約を受けた者に対し、当該誓約時点において実質的に発生している延滞金及び督促手数料の額を計算したうえで、誓約書を作成し、請求するよう改めた。	改善済
152	平成27年度	平成28年2月22日	健康福祉局	福祉医療課	老人保健医療費収入	147	結果	速やかに時効中断手続を実施すべき	現債務者である被保険者Aは、過払金の事実が発覚した時点においてすでに死亡しており、法定相続人であるAの娘U、Uの死後はUの息子Oに対し債権の請求を行った。その後、息子Oが相続放棄した後は、さらに相続人であるUの兄弟3名(V～X)に請求の通知を行ったが、市の過払金の請求を本人の死亡後相続人へ請求する点につき、Vの親族から理解を得られなかったこともあり、市は平成22年度以降の4年以上、特段の手続を実施していない。督促は法令上の時効中断の効力を有することから、相続人V.W.Xへの督促により速やかに時効中断を行い、回収の努力をするべきである。		債務者の現住所地を確認するため、令和元年7月8日付けで、戸籍謄本等の請求を行った。Xについては、婚姻による新戸籍を編纂しており、再度(7月30日付け)請求を行い、3人の所在確認を取ったが、Wは平成28年4月24日に死亡しており、代襲相続人は存在しなかった。 残るV.Xについて、令和元年9月13日付けで過払金の返還について連絡を請う旨の通知を送付したが、連絡はなかった。そのため10月9日付けで、10月末日までと期限を切って再度通知を送付したが、現時点でV、Xからの連絡がない。今後も再通知の送付を行うが、平成22年9月14日付け通知文は、時効の中断にはなっておらず、連絡があった場合は、時効の援用をされる可能性があり進展は望めない。金額も少額であり費用対効果がなく、今後の進展は望めないことから回収は困難である。	未改善
153	平成27年度	平成28年2月22日	健康福祉局	北部保健福祉管理課 南部保健福祉管理課	生活保護費返還金等収入	161	結果	交渉中の債権について適時に債務承認を行うべき	ケースファイルの閲覧を行った結果、以下の交渉中のサンプルにおいて、債務承認が行われていなかった。 サンプル(O)(I)(O)においては、適宜納付交渉を行っているが、分割納付額が定まらないなどの理由により納付交渉が進まず、債務承認も行われていないままとっている。 現状、分割納付を行う場合に取交わす履行延期(分割納付)申請書において債務総額の債務承認を行うが、それ以外の債務承認手続は行っていない。納付交渉中の場合や一括納付の意思を見せた債権者については時効中断措置が図られないこととなるため、高額債権や交渉に時間がかかる場合は適時に債務承認手続を行うべきであるとする。		納付交渉を行っている中で、債務の返還に理解を示さなかつたり、分割での納付方法を提示しても、分割納付額が定まらず、納付折衝に応じない場合があり、そうした処遇困難ケースについては債務承認が得られないことがあるが、そのような場合においても、従前から可能な限り債務承認を受けられるよう交渉を行っている。	未改善
154	平成27年度	平成28年2月22日	こども青少年局	こども入所支援担当	児童福祉費負担金	209	結果	保育所保育料滞納者に対する財産調査と滞納処分の実施	保育所保育料は地方税の滞納処分例により処分することができる(児童福祉法第56条8項)強制徴収公債権であるが、保育課では地方税法にて認められている財産調査(国税徴収法第141条)、その他滞納処分(地方税法第331条)の実施実績がない。 市町村には保育が義務づけられており(児童福祉法第24条)、保育所保育料滞納を理由として保育を停止することが法的に困難であるとのことであることから、効率的かつ迅速に、滞納者の実情に即した的確な滞納整理を行うためには、高額滞納者から優先的に財産調査を行い、滞納者の財産状況や生活実態の把握につとめ、滞納者に応じた整理方針を決定し、計画的に滞納処分を進めることが重要である。今後は、財産調査が滞納整理を進めていく上での出発点であることを認識の上、早急に財産調査を含めた滞納処分を進めていくべきである。なお、財産調査を効率的に進める観点からは、金融機関調査だけではなく、税務部など調査能力の高い庁内の所管部局課が収集した滞納者に関する情報の入手(個人情報目的外利用)も並行して行うことが望まれる。		これまでの収納管理業務においては、納付催告や収入促進員を活用した徴収体制のもと、滞納保育料の削減に向けて取り組んできたところであるが、指摘事項のとおり、滞納処分の実施実績はなく、時効到来による不納欠損額の減少に歯止めがかからなかった。 このような状況の中、平成30年度に適正な債権管理を支援する組織として新設された法務支援担当と連携を図り、財産調査等をはじめとする滞納整理業務を開始し、令和元年度は、48件の財産調査と12件の滞納処分を行った。 今後は、さらなる収納率向上に向け、税務管理部など関係部署との連携による収納管理業務体制の見直し等について検討を進めていく。	未改善
156	平成27年度	平成28年2月22日	こども青少年局	児童課	児童育成収入	217	結果	納付誓約書の入手を徹底すべき	サンプルとして抽出した債権について関連証憑を閲覧したところ、滞納者から納付誓約書が入手されていないものが次表のとおり発見された。 また、一旦、納付誓約書を手入し、新たな納期限を設定した納付計画を設定したものの、新たな納期限を過ぎても納付が行われておらず、その後の納付誓約書の見直しが行われていないものが次表のとおり発見された。 時効の進行を防ぐために納付誓約書の入手を徹底すべきである。 特に、新規発生がある場合には、毎年度分割納付誓約の見直しを行わなければ、過年度分に加えて現年度分も発生し続けることから、前年度よりも返済額が高額となり、回収が滞る要因になる可能性が高い。また、すべての現年度分について、債務承認行為による時効中断の措置をとるためにも、分割納付誓約を毎年見直すべきである。	○	指摘のあった案件については、現在、継続的に電話、訪問、文書の送付等により折衝を行い、また計画的に債権回収が行えるよう、納付誓約書を手入することによる時効の中断措置に可能な限り取り組んでいるが、債務者と連絡が取れない、転居しており、居所が不明である等の理由により、全ての滞納者から納付誓約書を手入することが困難な状況である。 また、指摘のあった案件以外のものについても、電話、訪問、文書の送付等により納付交渉を再度行い、直近の時点における、財産・負債や生活の具体的な状況から現在の納付能力を把握し、個々の債務者の状況に応じた納付誓約の見直しを毎年徹底するように改め、時効の中断措置や債権回収に努めている。	改善済

平成27年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

連番	指摘年度	監査結果報告日	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
158	平成27年度	平成28年2月22日	経済環境局	しごと支援課	しごと支援施設使用料	230	結果	分割納付誓約書の文書化	<p>当該債権は、過去にしごと支援課の管轄施設であったが、現在は廃止されている施設の倉庫事業等として使用許可を受けていたA株式会社に対する行政財産目録外使用料である。市は、A株式会社の収益悪化等の主張により平成23年6月に毎月30千円の口頭による分割納付誓約を許可し、その後、平成26年1月には、分割納付額を減少させ、毎月10千円の回収を図っている。市担当者によれば、この分割納付誓約は2回とも口頭で行われていることであるが、平成23年6月時点の当時の分割納付誓約に関しては、滞納額及び今後の市の対応等についての協議の記録はあるものの、分割納付誓約許可の決議等についての文書は残されていない。</p> <p>なお、平成26年1月の分割納付額の変更に関する債務者との協議内容については文書化されており、この協議内容は平成25年度収入未済額に係る平成26年度への繰越決議に引き継がれている。</p> <p>口頭による分割納付誓約を、市が文書によらず許可し、かつその記録が残っていない場合、債務承認された対象や時期が明確でなく、時効中断の効力が生じない可能性がある。時効中断の効力を確実に生じさせるため、分割納付を許可する場合には書面の誓約書入手すべきである。仮に、書面による入手が困難ならば、少なくとも、口頭より分割納付誓約を受け、それを許可した記録を詳細に残す必要があった。今となれば、記録を残すことは不可能であり、早急に債務承認書入手するか、分割納付誓約の文書化を行う必要がある。</p> <p>また、関連する条例や規定（「行政財産使用料条例」、「尼崎市公有財産規則」、「尼崎市公有財産規則の運用について」）には、行政財産使用料に関する分割納付について特段の定めはないが、尼崎市財務規則 第155条には「履行延期の特約」として履行延期申請書の様式や条件が定められており、形式的には、当様式や条件に基づいて分割納付誓約書を作成することとなる。</p>		平成31年4月17日に会社を訪問し、社長に納付書及び分納誓約書を手渡し、引き続き1万円ずつの納付及び分納誓約書への署名捺印を依頼した。分納誓約書への署名捺印は拒否している状況である。市としては、平成28年度以降、面会すること、分納誓約書を作成のうえ、署名捺印してもらおう働きかけているところである。現状においては文書ではなく口頭での分納誓約となっているものの、滞納されることなく毎月1万円が納付されている。今後についても相手方への訪問時に、確実に納付とともに分納誓約書への署名捺印を引き続き働きかけていく。	未改善
159	平成27年度	平成28年2月22日	都市整備局	住宅管理担当	住宅家賃	252	結果	不納欠損処理は適切な債権放棄の手續きに基づいて実施すべき	<p>一部の住宅家賃について、議会の議決による債権放棄を行わず、都市整備局長決裁にて不納欠損処理を行っている事例が発見された。</p> <p>市では、平成2年度に市長決裁にて住宅家賃の不納欠損処理方針を定め、平成13年度に方針の一部改正を行い、運用している。住宅家賃の不納欠損処理に係る市の方針は以下のとおりであり、市は当該方針に基づき毎年不納欠損処理を行っている。</p> <p>地方自治法上、原則として私債権について債権放棄を行うには議会の議決による債権放棄の決議が必要である（地方自治法第96条第1項第9号）。</p> <p>市長の決議により定められた方針に基づき、議会の議決を行わずに不納欠損処理を行うことは、債権の消滅が確定したわけではない債権の放棄について、本来議会が債権放棄を意思決定する必要があるにもかかわらず、市長にその意思決定を委任してしまっていることと同意である。</p> <p>債権の消滅が確定していない債権についての不納欠損処理の実施にあたっては、議会にて債権放棄の議決を行うべきである。</p>	○	地方自治法第96条第1項第10号に基づく債権放棄の取扱いを定めた、尼崎市債権管理条例が平成30年4月1日に施行された。同条例に定める債権放棄の要件を満たす場合には、議会の議決を不要とする規定を設けているため同条例の規定に基づき、指摘のあった債権放棄手続を行わず不納欠損済みであった住宅家賃について、平成31年3月25日に債権放棄を行った。	改善済
160	平成27年度	平成28年2月22日	都市整備局	住宅管理担当	住宅家賃	253	結果	強制執行による債権回収及び明渡しを要求すべき	<p>過年度に家賃の支払等をめぐり訴訟となった案件について、判決により市の勝訴が確定しているにもかかわらず、強制執行が行われていないため、債権の回収ができていない事例が発見された。</p> <p>サンプルで閲覧したA氏、B氏については、過年度に家賃の支払をめぐり訴訟となったものである。A氏、B氏ともに平成8年度の公営住宅法の改正により、従来一律に課せられていた家賃が平成10年度から応能応益方式になったことを不服として家賃の支払を拒否し、改正前の家賃を供託している。いずれも平成20年2月に市が勝訴しており、A氏、B氏はそれぞれ滞納債権の支払を行うことが判決で確定した。しかし、その後A氏、B氏ともに滞納債権及びその後の家賃を全く支払っていない。それにも関わらず強制執行による債権の回収が行われていない。</p> <p>本来家賃は全額支払うことが原則である。そのため、家賃を払わず入居を続ける者に対し、明け渡しを要求せず、また、強制執行を実施しないことは、他の入居者との不公平を招くことになる。</p> <p>そのため、これらについては、明け渡しを要求し、また、強制執行による債権の回収を実施すべきである。</p>		A氏については、相続人に対し応能応益制度に基づく適正家賃の賦課及び支払の交渉を継続して実施した。その中で、適正家賃賦課に必要な資料の提出を求めた上で、資料提出後、適正家賃の賦課を行う説明し、相続人からは納付について一定の理解を得られたところである。令和元年度も引き続き、必要資料の提出を求めているところであるが、A氏の相続人に対して使用権承継の手続きをさせ、使用権承継の世帯に応じた適正家賃を賦課し、請求を行う。過去の家賃算定については、算定に必要な資料の提出を求め、算定されれば当月家賃と滞納家賃の請求を行う。 <p>B氏については、再度訴訟を提起することも踏まえた上で、粘り強く交渉を続けた結果、平成29年度に応能応益制度に基づく適正家賃の支払に納得を得られ、適正家賃賦課の当月分家賃の納付と過去の滞納分についても債権の回収を行うことができた。</p>	未改善
161	平成27年度	平成28年2月22日	都市整備局	住宅管理担当	住宅資金貸付金回収金	264	結果	滞納者と納付交渉を行うべき	<p>滞納債権について、長期間納付交渉が全く行われていない事例が発見された。</p> <p>D氏の事例は、昭和61年7月以降納付がなく、平成8年3月までは納付交渉が行われていた。その後、平成9年12月までは訪問が行われていたが、それ以降納付交渉が行われていない。</p> <p>また、F氏の事例は、平成9年1月以降納付がなく、平成10年9月までは納付交渉が行われていたが、それ以降納付交渉が行われていない。</p> <p>D氏、F氏ともに平成26年度末時点ですでに時効が到来してしまっている。また、市による、納付交渉が行われていない理由は不明というところである。</p> <p>債権は全額回収することが原則であり、正当な理由なく納付交渉を中断すべきではない。また、金額が一定以上等、重要な債権については、毎年一定時期に債権管理状況のモニタリングをする等、納付交渉漏れを防止する仕組みを整備することも検討すべきである。</p>		平成24年度からは、年度当初に委託先から全ての債務者への対応状況等をまとめた業務報告書により、債務者の状況把握を行うことで、納付交渉漏れを防止する仕組みを整備しているが、借入人の高齢化による死亡や行方不明により債務者の特定ができず、長期間納付交渉が行われていなかったものと思われる。長期間納付交渉が行われていない事例については、債務者の特定のために平成27年8月ごろから居所調査を実施している。その中で、平成28年度及び平成29年度に実施した調査により居所が判明した2名について、納付交渉を行った結果、借入より時効の運用があった。平成31年2月には償還中の借入人の死亡により、入金が途絶したが、速やかに委託先と連携を図り、相続人調査を実施し、相続人に納付交渉を行った結果、入金を継続させ、完済させることができた。令和元年度も納付交渉再開に向けた債務者の特定のための調査を継続しており、所在等が判明すれば、その情報に基づき納付交渉を行い、債権回収に努める。	未改善
162	平成27年度	平成28年2月22日	都市整備局	住宅管理担当	市営住宅維持管理負担収入	270	結果	適切な滞納整理を実施すべき	<p>滞納者から納付誓約書入手していないため、債務承認が行われておらず、債権について時効が進行している。</p> <p>住宅管理担当によると、近年の滞納整理について、住宅管理担当の延滞債権の中心となる住宅家賃に注力してきたこともあり、住宅家賃と異なり維持管理負担収入については、納付誓約書入手していないことである。また、訴訟についても、納付誓約書の入手と同じく住宅家賃のみを対象とし、市営住宅維持管理負担収入はその対象としていない。</p> <p>しかし、債権管理の観点から、債権ごとの管理のみではなく、債務者ごとの債権管理という視点を持ち、住宅家賃の滞納整理に合わせて同一滞納者の市営住宅維持管理負担収入についても滞納整理を実施すべきである。</p>	○	平成28年度以降は、市営住宅維持管理負担収入を滞納する者に対しても、家賃同様に督促状を送付し、一括での支払が困難なものには、分納誓約を取得することにより、当月分の回収と滞納分の回収を行っている。分納誓約を取得したことで、債務承認をさせ、債権管理もしている。また、令和元年度から分納誓約を締結していないものであっても、滞納家賃の支払時に市営住宅維持管理負担収入も同時に回収している。このように、債権ごとではなく、債務者ごとの債権管理を行うように改めた。	改善済

平成25年度包括外部監査指図書事項 措置状況一覧

連番	指図書年度	監査結果報告日	局名	指図書先	種類等	ページ	区分	指図書内容	指図書の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
171	平成25年度	平成26年2月18日	健康福祉局	高齢介護課	高齢者施策	112	結果	特別養護老人ホームの土地無償貸与について	特別養護老人ホームの土地の買収、及び整地に要する費用は補助金交付対象外となり、設置する社会福祉法人が自己財源で調達することとなるが、市は一部の社会福祉法人に対し市所有の土地を無償で貸与している。 これは充実した介護保険制度の発足を旨として、特別養護老人ホームを迅速に整備する必要性があったためであり、早急に施設整備を達成するため土地を無償で貸与とした当時の判断に合理性は認められる。 しかし、現在では特別養護老人ホームが普及しており、新たに設置する法人との公平性の観点から、原則有償貸与への変更の要否を検討する必要がある。		公有財産の貸付け及び使用許可に係る減免取扱いの統一的基準については、平成27年2月に基本方針が出されており、その際「3年以内に方針を固める」としていた社会福祉法人等による社会福祉事業の用に供する場合の普通財産の貸付料の減免基準については、その後庁内での検討を重ね、平成29年2月に標準貸付料の1/2減額で貸付料の徴収を行う方針を定めた。 市有地の無償貸付けを条件に施設誘致及び施設移管を行ってきた経緯を踏まえ、市として強行的な手法（訴訟等）で有償化を進められない中で、これまでの法人との協議内容を鑑み、早期に貸付料有償化の理解を得られる状況にないなどの理由により、現在、市としては、令和2年度までの間を既存施設の法人との貸付料有償化に係る協議休止期間としているところであるが、原則有償化の方針については変更していない。今後の協議再開については、その時点で社会情勢等を勘案した上で、具体的な協議方法等を含め判断する予定である。	未改善
174	平成25年度	平成26年2月18日	健康福祉局	高齢介護課	地域支援事業	183	結果	グループハウス事業継続の必要性について	当初は大震災後のケア付仮設住宅の入居者に対する期限付の事業として始まったものであるが、現在は地域支援事業として実施されている。 地域支援事業である以上、広く被保険者が利用できる必要があると考え、高付加価値のサービスでありながら、あまりにも事業規模が小さく、利用者がごく限られてしまう。 仮に市として当該事業を継続すると判断したのであれば、被保険者に公平な利用機会を提供するため、事業規模を拡大すべきであるが、多額の財政負担を伴うことから事業規模拡大の判断は慎重にならざるを得ない。 一方で現在の利用者の権利保護に十分配慮することも必要であるが、市の事業として当該事業を現状のまま継続する合理性はないと考えられる。 そのため、市が所有するグループハウスの土地及び建物を含む事業自体の民間への売却等、事業の廃止も含めて具体的な検討を行うべきである。		当該施設は、単身で虚弱な高齢者が入居する生活拠点施設であることはもとより、地域との交流活動が定着しているとともに、今後、多様な高齢者の自立した生活を支える拠点及び地域の高齢者との交流や地域の介護予防の拠点としての役割が一層期待される施設である。現在では、受託法人の自主事業として、地域の子ども達との多世代交流が盛んになってきているとともに、地域住民を対象にしたいきいき百歳体操を活用した健康づくり教室などの新たな介護予防事業の試行的実施が検討されるなど、地元と密着した地域活動の充実、活性化に寄与する施設となりつつある。 また、現在、高齢者保護など他の制度の施設としても対応できるよう検討を進めているところであり、当該施設の今後のあり方等については、こうした状況等を踏まえつつ、引き続き高齢者に対する施設サービスの動向等を十分に勘案する中で慎重に行う。	未改善
175	平成25年度	平成26年2月18日	健康福祉局	高齢介護課	地域支援事業	186	結果	食事サービス事業の継続の要否について	近隣市のうち、伊丹市は同種の事業を実施しておらず、西宮市は利用者の減少及び同事業に対する民間事業者の参入等を理由として平成24年度をもって事業を廃止している。 尼崎市においても利用者数、配食数ともに年々減少している状況であり、介護事業者による高齢者向け配食サービスも実施されていることから、あえて行政がサービスを提供する必然性はない。 当該事業が行政によって行われる意義は、配食を通じて安否の確認や孤独の解消を図り、もって高齢者の在宅生活を支援することにあると考えられるが、市では当該事業の他にも見守りや安否確認に関する同様の事業が整備されており、当該事業を実施する意義は乏しいと考えられる。 そのため、見守りや安否確認に関する他の事業を勘案し、事業廃止の要否について具体的な検討が必要である。		本件事業については、高齢者の見守りとともに、介護予防対策に必要な栄養の確保と口腔機能の低下予防に寄与する事業として取り組んでいるところであるが、他の事業によりその機能を代替できる可能性があることから、事業の今後のあり方について、廃止も含めた検討を行う。	未改善

平成24年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

連番	指摘年度	監査結果報告日	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
179	平成24年度	平成25年2月19日	資産統括局	納税課	収納事務	163	結果	延滞金額の網羅的な把握について	延滞金の徴収は、担当者が納税指導を行っているが、納税者の理解が得られない場合があり、結果的に納税の公平性を欠いている。そのため、今後、税務システムの改修に向けた検討が必要である。		現在、税務システムの再構築を進めており、指摘された内容の導入について検討を行った結果、延滞金額の網羅的な把握ができるシステムを採用したことから、新システム稼働開始となる令和2年度より対応予定である。	未改善
180	平成24年度	平成25年2月19日	資産統括局	納税課	収納事務	165	結果	延滞金データの保存について	過去の納付実績や延滞金の残高等を別途網羅的にかつ正確に管理することは実務上相当の困難を伴うとのことであるが、納税の公平性を確保し、また財源の確保を図るためにも、税務システムの改修に向けた検討を進める必要がある。		現在、税務システムの再構築を進めており、指摘された内容の導入について検討を行った結果、延滞金データの保存ができるシステムを採用したことから、新システム稼働開始となる令和2年度より対応予定である。	未改善

平成23年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

連番	指摘年度	監査結果報告日	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
188	平成23年度	平成24年2月20日	教育委員会事務局	スポーツ推進課	中央体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		ご指摘の内容を踏まえ、指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団(以下「事業団」という。)と協議を行っているが、自動販売機設置により得られる収益は、事業団が実施する、各種スポーツ振興・普及事業において欠かすことのできない財源となっており、その収益がなければ、事業の実施に影響が生じる。また、他の施設の指定管理者においても、行政財産使用許可を与えて自動販売機を設定しているという状況を勘案し、現時点では公募を実施していない。 しかしながら、令和元年度の監査委員監査において、上記の考え方の前提としている指定管理者の非公募選定基準及び指定管理料の積算に関して、非公募選定の厳格な運用、さらにはこれに伴う事業団の在り方等の再検討を要請されるとともに、社会体育施設の指定管理事業・自主事業の区分経理の確立や積算の見直しなど適正な運用が求められていることから、今後、それらと合わせて検討を進める。	未改善
189	平成23年度	平成24年2月20日	教育委員会事務局	スポーツ推進課	小田体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		ご指摘の内容を踏まえ、指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団(以下「事業団」という。)と協議を行っているが、自動販売機設置により得られる収益は、事業団が実施する、各種スポーツ振興・普及事業において欠かすことのできない財源となっており、その収益がなければ、事業の実施に影響が生じる。また、他の施設の指定管理者においても、行政財産使用許可を与えて自動販売機を設定しているという状況を勘案し、現時点では公募を実施していない。 しかしながら、令和元年度の監査委員監査において、上記の考え方の前提としている指定管理者の非公募選定基準及び指定管理料の積算に関して、非公募選定の厳格な運用、さらにはこれに伴う事業団の在り方等の再検討を要請されるとともに、社会体育施設の指定管理事業・自主事業の区分経理の確立や積算の見直しなど適正な運用が求められていることから、今後、それらと合わせて検討を進める。	未改善
190	平成23年度	平成24年2月20日	教育委員会事務局	スポーツ推進課	大庄体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		ご指摘の内容を踏まえ、指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団(以下「事業団」という。)と協議を行っているが、自動販売機設置により得られる収益は、事業団が実施する、各種スポーツ振興・普及事業において欠かすことのできない財源となっており、その収益がなければ、事業の実施に影響が生じる。また、他の施設の指定管理者においても、行政財産使用許可を与えて自動販売機を設定しているという状況を勘案し、現時点では公募を実施していない。 しかしながら、令和元年度の監査委員監査において、上記の考え方の前提としている指定管理者の非公募選定基準及び指定管理料の積算に関して、非公募選定の厳格な運用、さらにはこれに伴う事業団の在り方等の再検討を要請されるとともに、社会体育施設の指定管理事業・自主事業の区分経理の確立や積算の見直しなど適正な運用が求められていることから、今後、それらと合わせて検討を進める。	未改善
191	平成23年度	平成24年2月20日	教育委員会事務局	スポーツ推進課	立花体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		ご指摘の内容を踏まえ、指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団(以下「事業団」という。)と協議を行っているが、自動販売機設置により得られる収益は、事業団が実施する、各種スポーツ振興・普及事業において欠かすことのできない財源となっており、その収益がなければ、事業の実施に影響が生じる。また、他の施設の指定管理者においても、行政財産使用許可を与えて自動販売機を設定しているという状況を勘案し、現時点では公募を実施していない。 しかしながら、令和元年度の監査委員監査において、上記の考え方の前提としている指定管理者の非公募選定基準及び指定管理料の積算に関して、非公募選定の厳格な運用、さらにはこれに伴う事業団の在り方等の再検討を要請されるとともに、社会体育施設の指定管理事業・自主事業の区分経理の確立や積算の見直しなど適正な運用が求められていることから、今後、それらと合わせて検討を進める。	未改善
192	平成23年度	平成24年2月20日	教育委員会事務局	スポーツ推進課	武庫体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		ご指摘の内容を踏まえ、指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団(以下「事業団」という。)と協議を行っているが、自動販売機設置により得られる収益は、事業団が実施する、各種スポーツ振興・普及事業において欠かすことのできない財源となっており、その収益がなければ、事業の実施に影響が生じる。また、他の施設の指定管理者においても、行政財産使用許可を与えて自動販売機を設定しているという状況を勘案し、現時点では公募を実施していない。 しかしながら、令和元年度の監査委員監査において、上記の考え方の前提としている指定管理者の非公募選定基準及び指定管理料の積算に関して、非公募選定の厳格な運用、さらにはこれに伴う事業団の在り方等の再検討を要請されるとともに、社会体育施設の指定管理事業・自主事業の区分経理の確立や積算の見直しなど適正な運用が求められていることから、今後、それらと合わせて検討を進める。	未改善
193	平成23年度	平成24年2月20日	教育委員会事務局	スポーツ推進課	園田体育館	249	結果	自動販売機の使用許可の原則公募について	自動販売機の使用許可は、原則公募によるべきである。		ご指摘の内容を踏まえ、指定管理者である公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団(以下「事業団」という。)と協議を行っているが、自動販売機設置により得られる収益は、事業団が実施する、各種スポーツ振興・普及事業において欠かすことのできない財源となっており、その収益がなければ、事業の実施に影響が生じる。また、他の施設の指定管理者においても、行政財産使用許可を与えて自動販売機を設定しているという状況を勘案し、現時点では公募を実施していない。 しかしながら、令和元年度の監査委員監査において、上記の考え方の前提としている指定管理者の非公募選定基準及び指定管理料の積算に関して、非公募選定の厳格な運用、さらにはこれに伴う事業団の在り方等の再検討を要請されるとともに、社会体育施設の指定管理事業・自主事業の区分経理の確立や積算の見直しなど適正な運用が求められていることから、今後、それらと合わせて検討を進める。	未改善

平成22年度包括外部監査指摘事項 措置状況一覧

連番	指摘年度	監査結果報告日	局名	指摘先	種類等	ページ	区分	指摘内容	指摘の概要	措置状況	措置内容要旨	備考
194	平成22年度	平成23年2月21日	総合政策局	園田地域課	福田福祉会館	51	結果	境界が不明確なことについて	東隣接地は個人の住宅及びガレージであるが、境界が明確でなく、白地図では隣人の住宅及びガレージが当該地にかかっているが、境界線が設置されておらず、隣接地との境界が不明確である。		当該地における境界明示及び境界線の設置については、土地の売却等の方針が確定した場合など、必要性が高まった際に実施する予定である。今後は、将来的に境界明示等を行う際の準備として、現場確認による現状把握等を行う。	未改善
195	平成22年度	平成23年2月21日	総合政策局	園田地域課	瓦宮西園田福祉会館	117	結果	土地の早期合筆手続きについて	瓦ノ宮2丁目8-29、30、37、64の土地については、速やかに土地の合筆登記の手続きを行うべきである。		現時点で、土地の売却等の予定がなく、特段の必要性等がないため合筆手続きを行う予定はない。今後、土地の売却等の方針が出るなど変動要素が生じた場合に合わせ、境界確定の調整を行い、合筆登記の手続きを行う。なお、市有財産全体にかかわる事項であるため、関係課と調整しながら進めていく。	未改善
196	平成22年度	平成23年2月21日	こども青少年局	保育管理課	(旧)猪名寺保育所	147	結果	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	普通財産ではなく公共の目的に供される行政財産とすべきものであり、水路等を管理する河港課に所管換える必要がある。		本件対象土地の一部に不法占拠されている部分があるため、現在、不法占拠者の特定を行っているところであるが、近隣住民から聴取するも不明であり、連絡先を記載したお知らせ文を掲示したものの、連絡がない状況である。このため、不法占拠者を特定し、不法占拠の解消に向けた取組を進め、不法占拠を解消した後に所管替えを行う。	未改善
197	平成22年度	平成23年2月21日	都市整備局	市街地整備課	戸ノ内開発事務所公共用地	164	結果	行政財産への財産区分の変更及び所管換えについて	戸ノ内町5丁目825-68のうち825-65及び戸ノ内町5丁目826-163については道路用地に供用されているため、所管換えを行い、行政財産に振替える必要がある。		当該土地を含む周辺道路用地130筆の分合筆登記の手続きが平成28年12月に完了し、その後、管理部門と道路用地の引継ぎ及び市道新規認定に向け協議を行い、平成30年12月に安全施設設置工事が完了した。825-65の南北部分については、令和2年2月3日に道路部局への引継ぎが完了した。残りの部分については、令和2年度に道路部局への引継ぎに向けて協議を進めている。	未改善
201	平成22年度	平成23年2月21日	都市整備局	公園維持課	中央公園	272	結果	賃借権の登記について	平成元年3月10日付け覚書で、地主は市が賃借権の譲渡を受けた上で中央公園として整備することを承諾している。また、平成元年4月1日土地賃借契約では「市が賃借権の設定登記を申請するときは、(地主は)同意する」(第8条)とある。しかし、未だ賃借権の登記がされていない。登記可能な当該賃借権は公有財産であり(法第238条第1項第4号)、取得の手續きに瑕疵がある(規則第16条、運用2-2(1))。		平成元年4月1日締結の土地賃借契約書における「賃借権の設定登記を申請するときは同意する」との記載は、現時点の土地賃借契約書にはないことから、賃借権が未登記であることは、手續上の瑕疵に当たるとは考えていない。 当初は用地取得に向け交渉していたが、土地所有者の当面売却はしないという意向により早期取得を断念し止む無く賃借したものである。その後、用地取得などの協議を継続させながら、人工地盤等の整備工事を行い、その工事を概ね完了していた。そのため、契約更改に当たり、当該土地は用地取得することが主目的であること、また、供用開始する公園と道路があり、都市公園法及び道路法により私権の制限がかかることから賃借権を設定する必要がなくなったため賃借権設定登記の記載を削除した。 令和元年度については、令和2年度の賃借料見直しの交渉を実施したが、協議は進まず、従前どりの金額で賃借料の支払を行うにとどまった。	未改善